

鉄道事業者への導入の割

全国の鉄道事業者のうち、統合失調症などの精神障害者向けの割引運賃を設けているのは3分の1にとどまっている。身体障害者と知的障害者はすべて割引運賃の対象だが、精神障害者については対応がバラバラだ。当事者の家族でつくる全国精神保健福祉会連合会の調査でわかった。

調査は昨年12月から今年2月にかけて、電車やモノレールを運行する1157事業者を対象に聞き取るなどして実施。精神障害者への運賃割引をしていたのは52事業者(33%)だった。

同連合会は、精神障害者も対象に含めるよう事業者に要請。これに対し、事業者側は「割引の対象を広げれば、その分は一般の乗客になる。社会的理解を得るのは難しい」と説明しているところ。

国土交通省によると、身体障害者や知能の発達に遅れがある知的障害者への割引運賃は昨年4月時点ですべてが導入した。本人確認ができる障害者手帳を提示するなどして割引が受けられる。障害者向けの公的福祉サービスや障害年金では条件を満たせば精神障害者も排除されることはない。

割引運賃の対象は、「各事業者の判断」(担当者)だが、国交省は精神障害者も対象とするよう求めていたとしている。4月に施行された障害者差別解消法を踏まえ、名古屋市は市営地下鉄と市バスで精神障害者の割引を始めた。

同連合会の担当者は「普通の暮らしを営み、社会参加をするには交通機関が不可欠だ。所得が少ないため交通費の負担が重く、外出を控える当事者もいる」と訴える。

(久永隆一)